

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成28年9月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

また、基準中のJISが、雑音の強さの国際規格であるCISPRを引用する場合は、当該CISPRを直接適用するのではなく、当該CISPRを基に作成されたJ規格を適用する旨の前書きを追加する。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 16規格

改正区分	基準数
① 採用済のJ規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	1
② 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	12
③ 未採用のIEC規格に整合したJISを、新たに採用するもの	3

3. 今後のスケジュール

改正：9月30日

施行：11月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。